

第7章 資料

1 おかざきっ子 育ちプラン策定経過

年月日	項目	概要
平成 25 年 6 月 27 日	岡崎市子ども・子育て会議条例公布	子ども・子育て支援法に基づく合議制機関の設置・運営に関する事項を制定 (平成 25 年 7 月 1 日施行)
平成 25 年 9 月 17 日	平成 25 年度第 1 回岡崎市子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育てに関するアンケート調査について
平成 25 年 11 月～	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	・就学前児童の保護者 ・小学生の保護者 ・幼稚園・保育園職員 ・市内事業所
平成 25 年 12 月 26 日	平成 25 年度第 2 回岡崎市子ども・子育て会議	・教育・保育の提供区域の設定について ・本市における子ども・子育て支援の状況について
平成 26 年 3 月 6 日	平成 25 年度第 3 回岡崎市子ども・子育て会議	・計画体系骨子案について ・量の見込みの算出について ・幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の認可基準について
平成 26 年 3 月 27 日	子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書公開	・市ホームページ及び市政情報コーナー、中央図書館
平成 26 年 5 月 16 日	平成 26 年度第 1 回岡崎市子ども・子育て会議	・事業計画体系案について ・放課後児童健全育成事業の基準について ・量の見込みについて
平成 26 年 7 月 30 日	平成 26 年度第 2 回岡崎市子ども・子育て会議	・確保の方策について ・事業計画素案について
平成 26 年 10 月 29 日	平成 26 年度第 3 回岡崎市子ども・子育て会議	・「おかざきっ子 育ちプラン」素案
平成 26 年 12 月 8 日～ 平成 27 年 1 月 8 日	パブリックコメント実施	
平成 27 年 2 月 18 日	平成 26 年度第 4 回岡崎市子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果と最終計画案の確認
平成 27 年 3 月	計画策定・公表	

2 岡崎市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	所 属 等	名 前
会 長	岡崎女子大学子ども教育学部	大岩 みちの
委 員	岡崎私立幼稚園PTA連絡協議会	佐藤 章代 (平成 25 年度) 杉山 美穂子 (平成 26 年度)
委 員	岡崎市保育園父母の会連絡協議会	鈴木 実加 (平成 25 年度) 小早川 佳江 (平成 26 年度)
委 員	公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟 岡崎支部	佐々木 公磨
委 員	岡崎市私立保育園連合会	内藤 智宣
委 員	特定非営利活動法人岡崎がくどうの会	長坂 尚希
委 員	岡崎市医師会	水野 周久
委 員	愛知県西三河福祉相談センター	築山 高彦
委 員	岡崎市教育委員会 (岡崎市小中学校校長会)	武田 正道
委 員	岡崎子育てネットワークの会	柴田 和子
委 員	岡崎市青年経営者団体連絡協議会	加藤 信昭
委 員	市民公募	土屋 亜紀子
委 員	市民公募	牧野 聡子
委 員	市民公募	三浦 節夫



3 岡崎市子ども・子育て会議条例

平成25年岡崎市条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、子ども・子育て支援に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができることとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 岡崎市子ども・子育て会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び岡崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月23日条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置される岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の特例)

第3条 会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(部会)

第4条 条例第7条に規定される部会は会長の指示により置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集する。

7 部会の議事は条例6条第2項から第3項の規定を準用する。

(部会の決議の特例)

第5条 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(議事録)

第6条 子育て会議、部会の議事については、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開する。ただし、会長が公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども部こども育成課において総括する。ただし、条例第7条の規定により行われる調査審議事項は、当該事項を所掌する課が処理するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、子育て会議、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

発行・編集 岡崎市こども部こども育成課

所在地 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

T E L 0564-23-6820

F a x 0564-23-6833

e-Mail kodomo@city.okazaki.lg.jp

発行 平成27年3月

(一部改訂 平成28年1月29日)

(一部改訂 平成28年11月1日)

(一部改訂 平成29年11月1日)

(一部改訂 令和元年6月1日)